βモデル監査項目一覧

		共通項目(※)	追加項目	合計
	α´モデルの監査		17項目	40項目
$\left(\right.$	βモデルの監査	23項目	10項目	33項目
	β´モデルの監査		13項目	36項目

地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(R7.3.28) 第3章 110P~118P

インターネット接続系に主たる業務端末を配置する 8 モデルを採用する場合の追加監査項目を、次頁以降に示す。

	項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリ ティボリシー ガイドラインの 例文の番号	JISQ27002	留意事項
3. 情ジム体強性向上	技術的対策	1	0	1)無害化処理 CISO双は統括情報セキュリティ責任者によって、LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを 取り込む際に、以下の対策が実施 されている。 ファイルからテキストのみを抽出 ・ファイルを画像PDFに変換 ・サニタイズ処理 ・インターネット接続系において内 容を目視で確認するとともに、未知 の不正プログラム機知及びその実 行を防止する機能を有するソフト ウェアで危険因子の有無を確認	ロシステム構成図 ロシステム設計書 口機器等の設定指示書 口適用手順書	監査資料のレビューとCISO又は続括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを取り込む際に、ファイルからデキストのみを抽出、ファイルを面像PDFに変換、サータイズ処理、インターネット接続系において内容を目視で確認するととした。未知の不正プログラム検知及びその実行を防止する機能を有するソフトウェアで危険因子の有無を確認するなどの対策が実施されているかを確かめる。	3.(3)	-	・無害化の処理方法が 複数ある場合は、それ ぞれの方法について実 施状況を確認する。
		2	0	ii)LGWAN接線系の画面転送 CISO又は統括情報セキュリティ責任者によって、以下の対応が全て 実施されている。 ・インターネット接続系のサーバや端 末を利用する場合は、仮想化され たリモートデスクトップ形式で接続されている。 ・している。 ・している。 ・している。ただし、LGWANメールや とは、中継サーバやファイアウォール等を設置し、通信ボート、IPファトルス、 まを被していては、中継サーバやファイアウォール等を設置し、通信ボート、IPファトレス、MACアドレス等で通信経路を限定することで可能とされている。	□システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、インクーネット接続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端末を利用する場合は、仮想化されたリモートデスクトップ形式で接続されていることを確認する。さらに、LGWAN接続系からインターネット接続系へのデークを送(クリップボートのコピー&ベースト等)が原則禁止されており、通信先を限定されたLGWANメルらの取り込み、業務で必要となるデータの転送のみが許可されていることを確かめる。	3,(3)	-	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例		関連する JISQ27002 番号	留意事項
	3	0	iii) 未知の不正プログラム対策 (エンドボイント対策) 該括結準セキリティ責任者及び 情報システム管理者により、パターンマッチング型の検知に加えて、セ キュリティ専門家やSOC等のマネー ジドサービスの運用によって、以下 の対応が全て実施されている。 ・端末等のエンドボイントにおけるソ フトウェア等の動作を監視し、外部 からの侵入や、未知及び既知のマ ルウェア等に表思差診が活動 (データの持ち出しや外部との通信 等)を示す異常な革動を監視、検 加・特定する。 ・異常な挙動を検出した際にプロセ スを停止、ネットワークからの論理 的な隔離を行う。 ・インシデント発生時に発生要因の 詳細な調査を実施する。		監査資料のレビューと統括情報セキュリティ資任者又は情報システム管理者へのインタ ビューにより、バターンマッチング型の検知に 加えて、セキュリティ専門家やSOC等のマネー ジドサービスの運用によって、端末等のエンド ボイントにおけるソフトウェン等の動性の監視 がされていること、未知及び既知のマルウェア 等の異常な挙動を監視・検知・特定ができるようになって、少ることもでに異常な挙動を検出した際のプロセスの停止、異常な挙動を検出 たた。ないることもでは異常な挙動が検知された端末等に対してネットワーケからの簡単が できるようになっていること及びインシアント発 生要因の詳細な調査が実施できるようになっていることを確かめる。	3.(3)		
	4	0	情報システム管理者によって、	□システム運用基準 □ログ □システム稼動記録 □障害時のシステム出力 ログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ資 任者又は情報システム管理者へのインタ ビューにより、LGWAN接続系の業務システ ムに関するログが適切に収集、分析、保管さ れていることを確かめる。	3.(3)	=	・ログの取得及び保管 についてはNo.159~ 162も関連する項目で あることから参考にする こと。
			v)歳弱性管理 統括情報セキュリティ責任者及び 情報システム管理者によって、OS	情報の通知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタ ビューにより、OSやソフトウェアのバージョン	3.(3)	-	・脆弱性管理についてはNo.320~324も関連する項目であることから

111

113

		5		やソフトウェアのバージョンなどが れなく資産管理され、脆弱性の所 在が効率的に把握されており、深 刻度に応じて修正プログラムを適 用し、ゼロデイ攻撃等のソフトウェブ の脆弱性を狙った攻撃に迅速に攻 応されている。	□サイバー攻撃情報や ンシデント情報の通知記録 ほり □脆弱性対応計画	などが漏れなく資産管理され、脆弱性の所在 が効率的に把握されており、深刻度に応じて 修正プログラムを適用し、ゼロデイ攻撃等のソ フトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速に対 応できるようになっているか確かめる。			参考にすること。
Ä	項目		. #S3	頁監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリ ティボリシー ガイドラインの 例文の番号	JISQ27002	留意事項
	組織的人的対		C	1)住民に関する情報をインター ネット接続系に保存させない規定 の整備 住民に関する情報資産は特に重要な情報資産であるため、インター ネット接続系のファイルサーバに保存させないことや、一時的に保存したとしても直ちに削除すること等が 規定として定められており、その規定に従い、運用がされている。	□尖施手順書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ資 任者へのインタビューにより、住民情報に関する情報の取扱いについて文書化され、運用さ れており、実際に住民情報に関する情報がインターネット接続系のファイルサーバ等に保 存されていないことを確かめる。	3.(3)	-	
		8	C	御演習(CYDER)を受講しなければ ならないことが定められ、受講計画	□研修·訓練受講記録 □研修·訓練結果報告書	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、実践的サイバー防御演習 (CYDER)の受講計画について文書化され、正式に承認されているか確かめる。 また、職員等が適切に受講しており、その受講記録が取られていることを確かめる。	3.(3)	-	
		9	C	w)演響等を通じたサイバー攻撃 情報やインシデント等への対策 情報共有 職員等が以下の演習やそれに準 する演習を受講している。 ・インシデント対応訓練(基礎/高 度) ・分野様斯的演習	□研修·訓練受講記録	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリ ティ責任者へのインタビューにより、職員等が インシデント対応訓練(基礎/高度)、分野横 斯的演習又はそれに準する演習を受講してい るか確かめる。	3.(3)		
		10	С	v)自治体情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直しを踏まえた情報セキュリティポリシーの見直し 自治体情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直し超まえて、適時適切に情報セキュリティポリシーの見直しがまれている。	口情報セキュリティボリ シー	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリ ティ責任者へのインタビューにより。情報セ キュリティポリシーが自治体情報セキュリティポ リシーガイドライン等の見直しを踏まえて、適 時適切に見直しがされていることを確かめる。	9.3		・情報セキュリティボリ シーの策定・遵守については、No.334~342、 No.403~413、No.420 ~421も関連する項目 であることから参考につること。

 $\otimes \alpha' \cdot \beta \cdot \beta'$ モデルを採用する場合、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」対策基準(例文)記載の組織的・人的対策を確実に実施する必要があるため、以下の監査項目を再掲

	項目		No.	必須	監査項目	監査資料の例	120212042040	情報セキュリ ティボリシー ガイドラインの 例文の番号	JISQ27002	留意事項
1. 組織体制		(3)CSIRT の設置・ 役割	4	0	前)CSIRTの設置・役割の明確化 CSIRTが設置され、部局の情報セキュリ ティインシデントについてCISOへの報告がされている。また、CISOによって、 CSIRT及び構成する要員の役割が明確 化されている。	□CSIRT設置要綱	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へ のインタビューにより、CSIRTが設置されており、規定 された役割に応じて情報セキュリティレンデナトのと りまとめやCISOへの報告、報道機関等への適瓜、関 任機関との情報共有等を行う統一的な窓口が設置さ れているが確かめる。また、監査資料のレビューと CISO又は構成要員へのインタビューにより、CSIRTの 要員構成、役割などが明確化されており、要員はそ れぞれの役割を理解しているが確かめる。		5.5 5.6 5.24 5.25 5.26 6.8	
セキュ	5.1. 職等の守項 事項	(1) 職費守事項 団 報セ オリティ ボリシ 遵守	85	0	1)情報セキュリティポリシー等選守 の明記 核括情報セキュリティ責任者又は情報 セキュリティ責任者によって、職員等が 情報セキュリティオリシー及び実施手順 を遵守しなければならないことが定めら れ、文書化されている。	□情報セキュリティポリ シー □職員等への周知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職 員等の情報セキュリティ対策について不明な点及び 管守が困難な点等がある場合に職員等がとるべき手 順について文書化され、正式に承認されているか確 かめる。また、未認された文書が職員等に周知されて いるか確かめる。	5.1.(1)①	5.1	
			86	0	ii)情報セキュリティポリシー等の連 守 競員等は、情報セキュリティポリシー及 び実施手順を遵守するとともに、情報セ キュリティ対策について不明な点を遵 守が困難な点等がある場合、連やかに 情報セキュリティ管理者に相談し、指示 を仰げる体制になっている。	口情報セキュリティポリ シー 口実施手順書	整査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報セキュリティポリ シー及び実施手順の遵守状況を確かめる。また、情報セキュリティ対策について不明た点及び遵守が困 酵な高等がある場合。職員等が速やかに情報セキュ リティ管理者に相談し、指示を抑げる体制が整備され ているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアン ケート調査を実施し、周知状況を確かめる。	5.1.(1)①	5.1	・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び対処については、No.334~342も関連する項目であることから参考にすること。
65		(1) 職員等の 遵守事項 ② 業務目的使用の 禁止	88	0	ii)情報資産等の業務以外の目的で の使用禁止 職員等による業務以外の目的での情報 資産の持ち出し、情報システムへのアク セス、電子メールアドレスの使用及びイ ンターネットへのアクセスは行われてい ない。	□電子メール送受信ログ□ファイアウォールログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員 等へのインタビューにより、業務以外の目的での情報 資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子 メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセス が行われていないか確かめる。必要に応じて、職員 等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)(2)		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリ ティボリシー ガイドラインの 例文の番号	JISQ27002	留意事項
(1) 職員等の 遵守事項 ③ モバイル 端末や電 磁的記録	90	0	ii)情報資産等の外部持出制限 職員等がモバイル端末、電磁的記録媒 体・情報資産及びソフトウェアを外部に 体・ち出す場合、情報セキュリティ管理者 により許可を得ている。	/手続 □庁外での情報処理作 業基準/手続	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等がモバイル場 、電館的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外 部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者から許可 を得ているが書かめる。必要に応じて、職員等へのア ンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)③ (d)	7.9	・紛失、盗難による情報漏 えいを防止するため、暗号 化等の適切な処置をして 持出すことが望ましい。
媒体の持ち出への が外部に おける理作 報処理作	91		職員等が外部で情報処理作業を行う場	業基準/手統	監査資料のレビューと情報でキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が外部で情報処理作業を行う場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。			・情報漏えい事故を防止 するため、業務終了後は 速やかに勤務地に情報資 産を返却することが望まし い。

SECANDARY.		100	L.	L				L.
(1) 職員等の 遵守事項 (1) をパソコ ストル ストル で で で で で で で で で で で で で で た で た り た り	92	0	1)支給以外のパソコン、モバイル増 末及び電磁的記録媒体の業務利用 基準及び手機 統括情報セキュリティ責任者下は情報 セキュリティ責任者によって、職員等が 業務上支給以外のパシコン、モバイル 端末及び電磁的記数媒体を利用する 場合の基準及び手続について定めら れ、文書化されている。	/手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、支 結以外のパソコン、モベイル機構未及が確認的記録媒 体利用手順が文書化され、正式に承認されているか 確かめる。	5.1.(1)④	5.10 7.8	
的記録媒 体の兼務 利用	93	0	末及び電磁的記録媒体の利用制限 職員等が情報処理作業を行う際に支給	使用申請書/承認書 口支給以外のパション等 使用基準/実施手順書	整査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職 員等へのインタビューにより、職員等が情報処理件 薬を行う際に支給以外のバソコン、モバイル端末及 び電極的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ でのでは、また、端末ロウ イルスチェックが行われていることや、端末ロウ 人びっている。 最初の端末の世キュリティに関する教育を受けた者の 外の端末のセキュリティに関する教育を受けた者の みが利用しているが強かめる。必要に応じて、乗員等 へのアンケート調査を実施して確かめる。と、乗手順 書に基づいて許可や利用がされているか確かめる。	5.1.(1)⊕	8.1 6.7 7.8 7.9	
	94	0		業基準/手続 □支給以外のパソコン等 使用申請書/承認書 □支給以外のパソコン等 使用基準/実施手順書	医査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、支給以外のバソコン・ モバイル端末及び電磁的記録媒体を行内ネテトワークに接続することを許可する場合は、シンクライアトル 環境やセキュアブラウザの使用、ファイル暗号化機能 を持つアブリケーションでの接続のみを許可する等の 情報編えい対策が講じられているか確かめる。必要 に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確か める。	5.1.(1)④	8.20 8.21	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報でキュリ ティボリシー ガイドラインの 例文の番号	JISQ27002	留意事項
(1) 職員等の 遵守事 ⑤ 特び出し 及びみの記 録	96	0	情報セキュリティ管理者によって、端末	/手統	整査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、端末等の持ち出し及び持ち込みの 記録が作成され、保管されているか確かめる。	5.1.(1)(5)	7.1	・記録を定期的に点検し、 紛失、盗難が発生してい ないか確認することが望ま しい。
(1) 職員等の 遵守事項 ⑦ 机上の婚管 理	100	0	ii)机上の端末等の取扱 態度時には、バジコン、モバイル端末、 電磁的に影響体、文書等の第三者使 用又は情報セキュリティ管理者の許可 なく情報が閲覧されることを防止するた めの適切な措置が講じられている。	リーン基準	整査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインクビュー、執務室の視察により、バソコ 以、モバイル健康の画面ロックや電極的意味媒体、 文書等の容易に閲覧されない場所への保管といった。情報資産の第三者使用又は情報やモネリティ管 理者の許可な代籍が制度されることを防止するため の適切な措置が譲じられているか確かめる。必要に にじて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)⑦	7.7	
(3) 情報セ キュリティ ポリシー 等の掲示	108	0	ii)情報セキュリティポリシー等の掲示 示 情報セキュリティ管理者によって、職員 等が常に最新の情報セキュリティポリ シー及び実施手順を閲覧できるように 掲示されている。	□職員等への周知記録	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビュー及び斡旋等の視察により、職員等が常に 最新の情報セキュリティポント及び実施手機を閲覧 できるよう、イントラネット等に掲示されているか確か める。	5.1.(3)	5.1	
(4) 外部委託 事業者に 対する説 明	110	0	ii)委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等運での説明 ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を委託事業者に発注する場合、情報をキュリテイ管理者によって、情報 セキュリティイがジー等のうり、委託事業 者及び再委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されている。	□ 秦務委託契約書 □ 李託管理基準	整金資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの間 家・保守等を発するを記事業者を以再委託事業 者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が 設明されているか確かめる。	5,1,(4)		・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認める場合は、再委託を 譲める場合は、再委託を 事業者における情報を キュリオが募集が十分者に同等の水準であることを確認 した上で許可しなければならない。 ならない。 本が必要なに対して、契約の遵守等について必要 にならない。 なのをであることを確認 した上で許可しなければならない。 ならない。 本がは、の、337~3666間 関連する事項のに では、0.337~3666間 連 考にすることから参 考にすることから参 考にすることから参 考にすることから参

項目		No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	ティボリシー ガイドラインの 例文の番号		留意事項
研修:	(1) 情報セ キュリティ に関する 研修・訓 神	112	0	ii)情報セキュリティ研修・訓練の実 施 CISOによって、定期的にセキュリティに 関する研修・訓練が実施されている。	□研修·訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へ のインタビューにより、定期的に情報セキュリティに関 する研修・訓練が実施されているか確かめる。	5.2.(1)	6.3	
5.3. 情報 セティ イデント の		123	0	i)情報セキュリティインシデントの報告手順 然活情報セキュリティ責任者によって、 情報セキュリティインシデントを認知した 場合の報告手順が定められ、文書化さ れている。	デント報告手順書	整査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職 員等が情報セキュリティイン・デントを認知した場合- 又は住民等が続から情報セキュリティイン・デントの 報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書 化され、正式に承認されているか確かめる。		6.8	・報告ルートは、団体の意思決定ルートと整合していることが重要である。
告	(1) 庁内での 情報セ キュリティ インシデ ントの報 告	124	0	i)庁内での情報セキュリティインシ デントの報告 庁内で情報セキュリティインシデントが 認知された場合、報告手順に従って関 係者に報告されている。	デント報告手順書 口情報セキュリティインシ	整査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報とキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、 情報とオラン香理者、職員等・のインタビューにより、報告手順に従って遅滞なく報告されているか確か める。また、個人情報・特定個人情報の漏えい等が発 生していた場合、必要に応じて個人情報保護委員会 へ報告されていることを確かめる。		6.8	
ID及		130	0	前)認証用ICカード等の放置禁止 認証用ICカード等を業務上必要としないときは、カードリーダーやパソコン等の 端末のスロット等から抜かれている。	□ICカード等取扱基準	整査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等・のインタビュー並びに、執務室の視察により、業務 ト不要な場合にカードリーラーやペンコン等の端末 のスロット等から認証用のICカードやUSBトークンが 抜かれているか確かめる。必要に応じて、職員等へ のアンケート調査を実施して確かめる。		5.16 5.18	
				iv)認証用ICカード等の紛失時手続 認証用ICカード等が紛失した場合は、	□ICカード等取扱基準 □ICカード紛失届書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及 び情報システム管理者へのインタビューにより、認証		5.16 5.18	

131	0	速やかに統括情報セキュリティ責任者 及び情報システム管理者に通報され、 指示に従わせている。	用のICカードやUSBトークンが紛失した場合は、速や かに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム 管理者に通報され、指示に従わせているか確かめ る。			
132	0	▼)認証用ICカード等の紛失時対応 認証用ICカード等の紛失連絡があった □ICカード等的扱主連絡があった □ICカード等管理台 場合、統括情報セキュリア・責任者及び 情報システム管理者によって、当談IC カード等の不正使用を防止する対応が とられている。		5.4.(1)②	5.16 5.18	

ŋ	4 E	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリ ティポリシー ガイドラインの 例文の番号	JISQ27002	留意事項
		133	0	vi)認証用ICカード等の回収及び発 薬 ICカード等を切り替える場合、統括情報 セキュリティ責任者及び情報システム管 理者によって、切替え前のカードが回 収され、不正使用されないような措置が 講じられている。		監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのインタビューにより、認証 用のにカードやUSBトークンを切り替える場合に切替 え前のICカードやUSBトークンが回収され、破砕する など復元不可能な処理を行った上で廃棄されている か確かめる。	5.4.(1)@	5.16 5.18	・回収時の個数を確認し、 紛失・盗難が発生していな いか確実に確認すること が望ましい。
	(3) パスワー ドの取扱 い	138	0	ii) パスワードの散扱い 職員等のベスワードは当該本人以外に 知られないように取扱われている。	ロバスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員 等へのインタビューにより、職員等のバスワードにつ いて服会等に応じたり、他人が容易に起後できるよう な文字列に設定したりしないように取り扱われている か確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調 査を実施して確かめる。	5.4.(3)①~③	5.17	内閣サイバーセキュリティ センター(NISC)のハンド ブッケでは、「ログイン用パ スワード」は、英大文字(26 種類)小文字(26種類) + 数字(10種類・社会の計88種類の文字 をランダムに使って、10桁 以上を安全圏として推奨 している。
		139	0	前)パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。	□パスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューにより、バスワードが流出したおそれがある場合。速令かに情報セキュリティ管理者に襲告され、バスワードが変更されているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)④	5.17	
		142	0	vi)パスワード記憶機能の利用禁止 サーバ、ネットワーク機器及びバジコン 等の端末にパスワードが記憶されていない。	ロバスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員 等へのインダビュー、執終室の視察により、サーバ、 ネットワーク機器及びパッシュン等の端末にバスワード が記憶されていないか確かめる。必要に応じて、職員 等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)⑦	5.17	